

令和3年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	38,497	戸
(2)	年間配水量	12,711,000	m ³
(3)	一日平均配水量	34,825	m ³
(4)	主要な建設改良事業	老朽管路更新事業	
		913,795	千円
		浄水場施設再構築事業	
		2,682,580	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入		
第1款	水道事業収益	2,160,987	千円
第1項	営業収益	1,981,574	千円
第2項	営業外収益	179,411	千円
第3項	特別利益	2	千円
	支 出		
第1款	水道事業費用	1,623,328	千円
第1項	営業費用	1,579,445	千円
第2項	営業外費用	40,779	千円
第3項	特別損失	4	千円
第4項	予備費	3,100	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,778,096千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額117,322千円、当年度分損益勘定留保資金585,666千円及び建設改良積立金1,075,108千円で補てんするものとする。）。

	収 入		
第1款	資本的収入	2,280,123	千円
第1項	企業債	1,217,100	千円
第2項	負担金	21,560	千円
第3項	補助金	1,041,463	千円
	支 出		
第1款	資本的支出	4,058,219	千円
第1項	建設改良費	3,799,425	千円
第2項	企業債償還金	258,794	千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期 間	限 度 額
浄水場施設運転管理業務委託	令和 4年度から 令和 6年度まで	455,400千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
浄水場施設再構築事業	1,217,100千円	普通貸借	1.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(うち据置5年以内)の年賦又は半年賦とし、元金均等又は元利均等の方法により償還する。 ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
計	1,217,100千円			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 222,837 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、21,542千円と定める。

令和 3年 2月 16日 提出

燕・弥彦総合事務組合
管理者 燕市長 鈴木 力